

令和7年度

希少動物の移動手法等検討調査業務

特別仕様書

令和7年7月

関東農政局 農村振興部 農村環境課

第1章 総則

第1－1条（適用範囲）

令和7年度希少動物の移動手法等検討調査業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第1－2条（目的）

農林水産省では、農業農村整備事業の実施に際しては、工事対象区域で希少動植物が確認された場合、当該生物の移動や移植を対策として選定するケースが多いが、事業実施段階では移動先適地の選定、移動による他種への影響、移動方法など専門家に指導を受け対策を講じるために体系的に取りまとめられた資料はない。

本業務は、手賀沼地区において保全対象としているニホンイシガメを対象に生態の把握、工事に伴う移動場所の選定や手順などの留意点を取りまとめて、ニホンイシガメの保全に係る技術資料の取りまとめに必要なデータ収集等を行うものである。

第1－3条（調査場所）

本業務は、国営総合農地防災事業手賀沼地区内の金山落排水路で実施する。

第1－4条（一般事項）

1. 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中に監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。調査結果に不具合がある場合は、調査のやり直しを命ずることがある。
2. 受注者は、調査中は十分な設備をもって、公衆に迷惑を及ぼさないようにするとともに、関係法規を遵守して、人畜・家屋・その他の建築物に対しての危険防止には、万全の注意を払うこと。なお、受注者の不注意により生じた損害事故に対する補償は、全て受注者の負担とする。

第1－5条（管理技術者）

管理技術者は、共通仕様書第7条によるものとし、以下に示す資格のいずれかを有する者でなければならない。業務に該当する技術部門・選択科目は、表1に挙げるとおりである。

表1 管理技術者が必要とする資格

資 格	技術部門	選択科目（旧科目）
技術士	建設部門	建設環境
	農業部門	農業農村工学（農業土木、農村環境）、 農村地域・資源計画（農村環境）
	環境部門	環境保全計画、自然環境保全、環境影響 評価

RCCM (シビルコンサルティングマネージャ)	建設環境、農業土木	
生物分類技能検定 1 級又は 2 級	動物部門、水圏生物部門	

第 1－6 条 (担当技術者)

担当技術者は、共通仕様書第 8 条によるものとする。

第 2 章 作業条件

第 2－1 条 (参考資料)

本業務において参考とする図書は、共通仕様書第 2 条によるものとする。

第 2－2 条 (貸与資料)

貸与資料は、「表 2 貸与資料一覧」のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。

表 2 貸与資料一覧

番号	貸与資料
1	二重川のカメと河川改修 カメ救出作戦 発行：NPO 法人しろい環境塾 (2007 年 2 月)

第 2－3 条 (貸与資料の取扱い)

第 2－2 条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料は、複写転載を禁ずるとともに、本業務以外の利用及び第三者への公表、頒布、譲渡及び貸与を禁止する。
- (2) 貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合の他、完了検査時まで一括返納しなければならない。

第 2－4 条 (調査機器)

調査に使用する漁具及び調査実施に当たって必要な機器は、すべて受注者が用意するものとする。また、使用する漁具等の規格については発注者と協議の上、決定する。

第 3 章 調査内容

第 3－1 条 (作業項目及び作業数量)

本業務における作業項目及び作業数量は、「表 3 作業項目一覧」のとおりである。詳細は別紙 1「作業内容項目表」に示すものとする。

表 3 作業項目一覧

作 業 項 目	数量
1. 現地踏査	1 式
2. カメの生態調査	1 式
3. イシガメの保全に係る資料の分析・整理	1 式
4. 関係機関との連絡調整	1 式
5. 報告書の取りまとめ等	1 式

第 3－2 条（作業の留意点）

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- （1）第 3－1 条に記載している作業の実施に際し、これ以外に付随する作業を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。
- （2）第 2－1 条に示す参考資料及び第 2－2 条に示す貸与資料以外の資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、報告書にその出典を明示するものとする。
- （3）本業務は屋外で業務を実施するため、調査の実施に当たっては共通仕様書第 16 条及び第 19 条に基づき業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
- （4）業務実施の際は、名札（氏名及び会社名）、のぼり等を設置し、住民に本業務を実施中であることを周知するものとする。
- （5）排水路における調査の際は、必ず浮力性のあるライフジャケット等を着用する。
- （6）調査においてアメリカザリガニを含む外来種を採捕した場合は、調査場所で殺処分し、調査場所外において廃棄する等、適切に処理する。

第 4 章 打合せ

第 4－1 条（打合せ）

共通仕様書第 10 条に基づく打合せは、主として次の段階で行うものとする。

第 1 回 作業着手段階

第 2 回 カメの生息数調査後

第 3 回 報告書作成段階

なお、第 1 回及び第 3 回については、管理技術者が出席するものとする。

また、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、前述の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

第 5 章 成果物の提出

第 5－1 条（成果物）

成果物を共通仕様書第 18 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

区 分	規格	部数
① 報告書	A4縦版	2部
② 報告書概要	A4縦版	2部
③ ①及び②の電子データ (Word及びPdf形式)	DVD-R	2部

なお、電磁記録媒体についてはウイルス対策を実施した上で提出し、ウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日）を記載したラベルを貼り付けること。また、ウイルス対策ソフトは信頼性が高く、かつ、最新のデータに更新したものを使用すること。

第5－2条（成果物の装丁等）

成果物の装丁等は次のとおりとする。

- （１）長期の使用に耐える装丁とする（市販のファイル綴じで可）。
- （２）業務名、年月、受注者・発注者名を表紙及び背表紙に記載するものとする。
- （３）提出先 〒330-9722
埼玉県さいたま市中央区新都心２－１
さいたま新都心合同庁舎２号館
関東農政局 農村振興部 農村環境課

第6章 契約変更

第6－1条(契約変更)

業務請負契約書第15条から第23条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- （１）第3－1条に示す「作業項目及び作業数量」に変更が生じた場合。
- （２）第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- （３）第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- （４）履行期間の変更が生じた場合。
- （５）関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
- （６）その他

第7章 環境負荷低減に向けた取組

第7－1条(環境負荷低減に向けた取組)

受注者は、本調達の履行に当たり、以下に示す環境負荷低減に取り組むこととする。

なお、原則として、取組状況の確認は求めないこととする。

- （１）環境関係法令の遵守
受注者は、関連する環境関係法令を遵守するものとする。
- （２）環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、新たな環境負荷を与えることのないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ・エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。
- ・臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努めること。
- ・プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。
- ・物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。
- ・工事等を実施する場合は生物多様性に配慮した事業実施に努めること。
- ・機械等を扱う場合は機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めること。
- ・みどりの食料システム戦略（持続可能な食料システムの構築に向けた農林水産省の取組）の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

第8章 定めなき事項

第8－1条（定めなき事項）

この業務仕様書に定めなき事項またはこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1 作業内容項目表

項目	内 容	数量
1. 現地踏査		一式
	調査範囲を踏査し、かごワナ（以後「ワナ」と表記する）の設置位置や金山落水路周辺の環境等について確認する	
2. カメの生態調査 ※本文中の「カメ」は、地域に生息するすべてのカメを表示している		
(1) 生息数調査		一式
	地域に生息するイシガメをワナで捕獲し、生息状況を把握する ① 調査場所 ・別紙2を参照 ・金山落水路の側水路を対象とする ② ワナの設置 ・別紙3のワナを設置し、1晩経過後、翌日午前にはワナを確認する。1回の調査で最大6個設置する ・ワナ設置は別紙4に示す47地点を選定しているが、今回の業務では、36地点で実施する。なお、ワナ設置地点は発注者と協議の上、決定する ・別紙3のワナは、受注者が購入する ※カメがワナの内部で呼吸ができるよう、設置には十分注意する ※ワナに使用するエサは、受注業者が準備する。NPO法人しろい環境塾（以後「しろい環境塾」と表記する）が、ワナによるカメ捕獲で使用しているエサは、カツオの頭やアジ、イワシなど ③ 側水路の調査方法 ・別紙4の北部側水路上流から調査し、最下流の地点に到達したら南部側水路を上流から実施する ・調査は週2回行う ※増水のためワナが水没するなど捕獲に支障が生じる可能性がある場合は、中止する ④ 捕獲個体の整理 ・カメの種類、雄雌、体重、背甲長・腹甲長、背甲幅、年齢、識別番号、捕獲場所、成熟・未成熟、カメの特徴を整理する ・イシガメは全長・全幅にスケールをあてて、背面と腹面を撮影する ・イシガメとクサガメのハイブリッドが確認されているので注意して個体確認を行う ・記録後、カメは捕獲地点近辺に放流する ⑤ イシガメの生息環境を把握 ・捕獲された地点の生息環境を整理する。整理する項目は発注者と協議する ⑥ その他 ・当日の捕獲結果（カメの種類、雄雌、体重）を速やかに発注者に報告する	

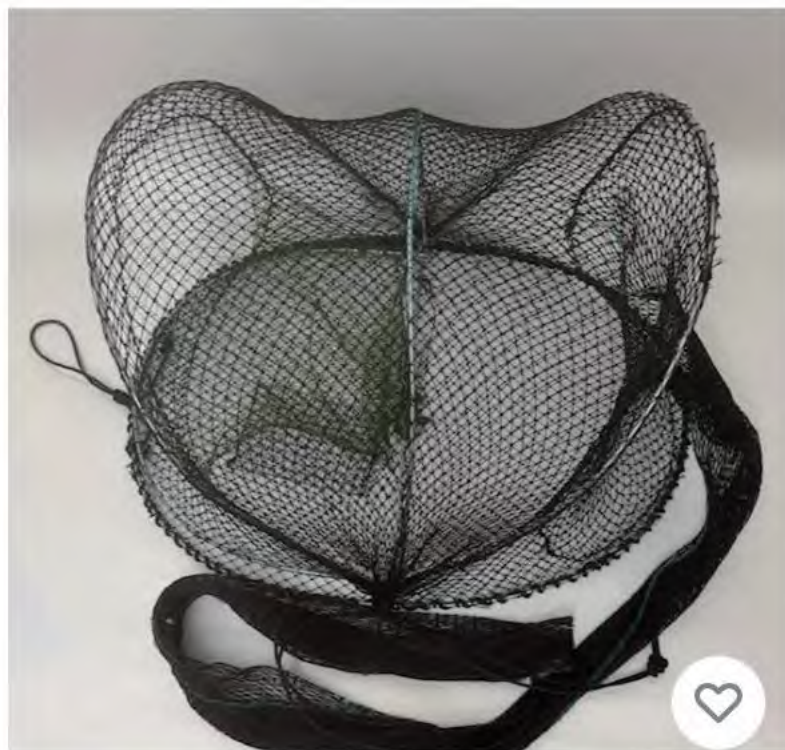
	・購入したワナは、調査終了後、発注者に提出する	
(2) 越冬調査		一式
	イシガメの生態を把握するため、捕獲したイシガメに発信機を設置し移動経路及び冬眠場所を把握する ① 捕獲、② 発信機の設置、③ 冬眠場所等の把握、④ 発信機及び受信機の購入 (①～④は東邦大学、しろい環境塾が実施) ⑤ 冬眠場所の生息環境を整理 ・東邦大学から冬眠場所の情報を入手し、位置、状態、水位、周辺環境など冬眠場所の生息環境を整理する	
3. イシガメの保全に係る資料の分析・整理		
(1) 資料の分析及び整理		一式
	① 関東農政局が収集した資料及び提供する(船橋市)二重川関連資料からカメを捕獲し、工事後の河川に戻す際、又は新たな河川に戻す際の注意点を整理する	
4. 関係機関との連絡調整(東邦大学、しろい環境塾)		一式
	① 調査方法等について東邦大学、しろい環境塾と調査開始前に打合せを行う ② 越冬調査の結果を、東邦大学から入手する ③ 関係機関の所在地 ○東邦大学・・・千葉県船橋市三山 ○しろい環境塾・・・千葉県白井市平塚	
5. 報告書の取りまとめ等		一式
	① 東邦大学の調査成果について報告書へとりまとめる(1月までの成果) ② 報告書の要点を抽出し、簡潔にとりまとめた概要版を作成する。 ③ 農林水産省農村振興局が発注する有識者委員会が2回予定されており、開催に合わせて発注者が指示する調査結果資料を発注者へ提出する。	
6. その他		
(1) 東邦大学及びしろい環境塾へ調査費等の支出		一式
	受注者は、以下に関する経費を支払うものとする ① 東邦大学 ・2.(2)越冬調査等に係る調査費 30万円(税抜き) ・上記調査に係る発信機及び受信機の購入費 30万円(税抜き) ※ 購入費は為替の変動により金額の変更の可能性がある ② しろい環境塾 ・2.(2)越冬調査に係る調査費 5万円(税抜き) ③ 振込に掛かる経費は受注者が負担する	

金山落水路 調査範囲

別紙2



かごワナ



金山落水路 河川番号（ワナ設置予定地点）

別紙 4

